

地球温暖化・森林吸収源対策推進本部の設置について

平成 18 年 10 月 17 日
大臣官房環境政策課

1. 趣旨

地球温暖化の影響が顕在化しつつある中、京都議定書の目標達成に向け、農林水産省としても、森林吸収源対策、バイオマスの利活用をはじめとした温室効果ガスの削減策を総合的に推進するとともに、避けられない地球温暖化の影響に対する適応策の検討にも着手することが必要になっている。

特に、京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）については、2007 年度（平成 19 年度）に、定量的な評価・見直しを行い、第 1 約束期間において必要な対策・施策を 2008 年度（平成 20 年度）から講ずるものとされており、これに適切に対応し、温室効果ガスの削減に寄与する農林水産施策を本計画に位置付け、強力に推進していくことが重要である。

このため、農林水産省に地球温暖化・森林吸収源対策推進本部を設置し、各局庁の連携を図りつつ、農林水産分野の地球温暖化対策を総合的に推進することとする。

2. 推進本部の構成

本 部 長：永岡農林水産大臣政務官

本部長補佐：農林水産事務次官

本 部 員：農林水産審議官、大臣官房長、総括審議官、総括審議官（国際担当）、
技術総括審議官（幹事長）、統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、
生産局長、経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、
林野庁長官、水産庁長官

3. 検討事項

（1）温室効果ガス削減策の検討・推進

- ① 推進方策及びそのために必要な措置等の検討・策定
- ② 京都議定書目標達成計画の見直しへの対応
- ③ 省内各局庁の施策間の連携・調整
- ④ 農林水産関係研究機関との連携・調整
- ⑤ 他府省の施策との連携・調整
- ⑥ 国際会議等への対応 等

（2）中長期的な視点に立った地球温暖化適応策の検討

- ① 地球温暖化が世界の食料生産、我が国の農林水産業に与える影響に関する調査研究・情報収集
- ② 我が国の農林水産業における適応策に関する調査研究 等

4. スケジュール

開催時期	議 題
平成18年 10月 11月 12月	} ・農林水産省における地球温暖化対策について
平成19年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月	・森林吸収源対策について } ・京都議定書目標達成計画の見直しについて (概算要求までに開催)

(注) 日程については京都議定書目標達成計画の見直し等の状況を踏まえ、機動的に対応。

地球温暖化・森林吸収源対策推進本部の設置について

平成 18 年 10 月 17 日
農 林 水 産 省

1. 趣旨

農林水産分野の地球温暖化対策を総合的に推進するため、省内に「地球温暖化・森林吸収源対策推進本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2. 構成

(1) 本部は、以下をもって構成する。

本 部 長：永岡農林水産大臣政務官

本部長補佐：農林水産事務次官

本 部 員：農林水産審議官、大臣官房長、総括審議官、総括審議官（国際担当）、技術総括審議官（幹事長）、統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官

(2) 本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会は以下をもって構成する。

幹 事 長：技術総括審議官

副 幹 事 長：大臣官房審議官（環境担当）

幹事（P）：大臣官房企画評価課長、大臣官房環境政策課長、統計部統計企画課長、総合食料局流通課長、総合食料局食品産業企画課長、消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産振興課長、生産局畜産部畜産企画課長、経営局普及・女性課参事官、農村振興局企画部農村政策課長、農村振興局整備部地域整備課長、農林水産技術会議事務局研究開発課長、林野庁林政部木材産業課長、林野庁林政部木材利用課長、林野庁森林整備部計画課長、林野庁森林整備部研究・保全課長、水産庁漁政部加工流通課長、水産庁増殖推進部研究指導課長

(3) 本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。

3. 事務局

本部の事務局（庶務）は、関係課の協力を得て、大臣官房環境政策課において行う。